

收受年月日	議長	事務局長	書記
30.12.13			
第 114 号			

発議第 5 号

平成 30 年 12 月 13 日

埴町議会議長 大縄 武夫 様



提出者

埴町議会議員

鈴木茂

賛成者

埴町議会議員

鈴木守次

埴町議会議員

新貝新一

埴町議会議員

鈴木孝則

埴町議会議員

吉田克則

埴町議会議員

七宮広樹

埴町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び埴町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

提案理由

埴町議会議員定数条例の一部改正に伴い、経済常任委員会及び予算決算常任委員会の委員定数をそれぞれ 1 名減する。

埜町議会委員会条例の一部を改正する条例

埜町議会委員会条例(昭和62年埜町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条—第12条)</p> <p>第2章 会議及び規律(第13条—第20条)</p> <p>第3章 公聴会(第21条—第26条)</p> <p>第4章 参考人(第26条の2)</p> <p>第5章 記録(第27条)</p> <p>第6章 補則(第28条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条—第12条)</p> <p>第2章 会議及び規律(第13条—第20条)</p> <p>第3章 公聴会(第21条—第26条)</p> <p>第4章 参考人(第26条の2)</p> <p>第5章 記録(第27条)</p> <p>第6章 補則(第28条)</p> <p>附則</p>
<p>本則</p> <p>第1章 通則</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済常任委員会 <u>6人</u> まち振興課、まち整備課、生活環境課及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 予算決算常任委員会 <u>12人</u> 予算、決算に関する事項</p>	<p>本則</p> <p>第1章 通則</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済常任委員会 <u>7人</u> まち振興課、まち整備課、生活環境課及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 予算決算常任委員会 <u>13人</u> 予算、決算に関する事項</p>
<p>附 則</p>	

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行う一般選挙により埜町議会の議員になった者の任期の初日から施行する。